

がん診療連携拠点病院の指定に係る論点

1. 指針に定める指定要件の充足状況の評価

- 「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（以下、「指針」という）に定められた要件を満たしていない医療機関も多数推薦されている。
- 今回の指定に当たっては、①緩和ケアチームの設置、②相談支援体制の整備、③院内がん登録の実施及び、④特定機能病院を指定する場合は、腫瘍センターの設置、の4項目を特に重要な指定要件と考えてはどうか。

2. 2次医療圏において複数の医療機関が推薦されている場合

- 医療計画との整合性を図りつつ、地域がん診療連携拠点病院を2次医療圏に1カ所程度整備することとなっているが、1医療圏に複数の医療機関を推薦している事例が多数認められる。
- 医療計画との整合性を図るため、2次医療圏に複数のがん診療連携拠点病院を指定する理由が、単に人口が多いということだけでなく、がん患者の通院圏域、がん診療連携拠点病院間の機能的役割分担、隣接する医療圏との関係等について、都道府県において、十分な説明がある場合、指針に定める要件を満たしている医療機関については、指定を行ってはどうか。

3. 都道府県がん診療連携拠点病院の取扱い

- 今回、都道府県がん診療連携拠点病院として推薦のあった医療機関には、1. で示した4項目を満たしていない医療機関が存在する。
- しかしながら、都道府県がん診療連携拠点病院については、今般の指針の改定において、新たに設けられたものであり、各都道府県において、今後がん対策を推進する上で特に重要であるため、1. で示した4項目を現時点で満たしていなくとも、平成18年度中に指定要件の整備が完了することが確定している医療機関に限って指定を行ってはどうか。

4. 都道府県がん診療連携拠点病院として2病院推薦がある場合

- 都道府県がん診療連携拠点病院は、原則として都道府県に概ね1カ所整備することとされているが、2医療機関が都道府県がん診療連携拠点病院として推薦されている場合、両医療機関の機能的役割分担、都道府県がん診療連携拠点病院が2医療機関となることによる相乗効果等について、都道府県から十分な説明がある場合には、両医療機関とも都道府県がん診療連携拠点病院として指定してはどうか。

5. その他

- 今回の推薦において、病床数、新入院がん患者数等からは、少なくとも、がん診療連携拠点病院たるがん診療能力を十分に有していないのではないかと思料される医療機関が多数推薦されている。
- そのため、今後、都道府県が推薦を行うに当たっては、がん種別の手術実施数、化学療法の実施数、放射線治療の実施数等、各医療機関が有するがん診療機能について評価した上で推薦を行うよう求めてはどうか。